

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	行政部、市民病院、薬科大学
種 類	随時監査
監 査 日	令和 2 年 7 月 27 日
提出日(最新提出日)	令和 3 年 4 月 28 日
担 当	行政部 行政課(TEL 214-4904)

指摘事項	措 置 状 況
<p>(市民病院、薬科大学)</p> <p>1 個人情報保護の徹底について 岐阜市個人情報保護条例第3条第2項は、職員又は職員であった者が職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない旨規定している。また同条例第2条第1項第2号は、個人情報について、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう」と規定しており、メールアドレスは、そのメールアドレスから特定の個人が識別され得る場合、同条例の個人情報に該当する。</p> <p>加えて、同条例第7条は、市長、公営企業管理者など実施機関は、個人情報の改ざん、滅失、毀損、漏えいその他の事故を防止することについて必要な措置を講じなければならない旨規定している。そして、本市の行政情報セキュリティ対策基準は、複数人に電子メールを送信する場合、必要がある場合を除き、他の送信先のメールアドレスが分からないようにしなければならないとしている。</p> <p>しかしながら、令和2年6月、市民病院及び薬科大学の職員が、複数人に電子メールを一斉送信する際、当該複数人がメールアドレスを相互に見ることが出来る状態で送信した事案が生じた。</p> <p>今後は、岐阜市個人情報保護条例を遵守するよう職員に一層の指導徹底を図るとともに、同様な事案が起こらないよう、必要な措置を速やかに講じられたい。</p>	<p>【指導徹底】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事案発生後直ちに、全職員に対し対策徹底の注意喚起を実施した(6月)。 ・令和2年度は管理職向け研修で、本事案に関して職員への指導徹底を図るよう周知した(7月)。 ・令和3年度も継続して、新規採用職員研修(4月)、管理職向け研修(4月、10月)、全職員向け研修(6月～)等で本事案について役割に応じた教育を実施する。 <p>【本事案、同様な事案に対する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政部デジタル戦略課が所管するメールシステムは、令和元年10月に同様な事案が発生しないための技術的対策(システムが強制的に全ての宛先をBCC設定する)を実施済み。 ・上記以外に独自のメールシステムを採用する全ての部署において、令和2年度中に同様の技術的対策を実施した。 <p>(対策実施部署)</p> <p>岐阜市民病院 岐阜薬科大学 岐阜女子短期大学 岐阜市教育委員会(市立小・中学校、市立幼稚園、特別支援学校、岐阜商業高校) 岐阜市立図書館</p>